

大分大学修学支援事業基金規程

平成28年6月6日制定
平成28年規程第49号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学基金規程（令和3年規程第 号）第4条第2項の規定により、同項の特定基金として、大分大学（以下「本学」という。）に修学する学生の支援について一層の推進を図るため、経済的理由により修学が困難な学生に対する支援事業を発展・充実させることを目的として設置する、大分大学修学支援事業基金（以下「基金」という。）の管理運用に関し必要な事項を定める。

(修学支援事業)

第2条 基金は、次の各号に掲げる修学支援事業の用に供するものとする。

- (1) 学生に対する奨学金の給付
- (2) 学生に対する授業料等の減免
- (3) 学生に対する海外留学等の支援
- (4) 学生が本学の補助的業務に従事する活動等に採用される機会の促進

(管理及び運用)

第3条 基金は、その目的に賛同して寄附された資金を寄附金として採納し、学長が管理する。
2 前条各号に規定する事業を実施するための経費は、基金及びその基金から生じる果実をもって充てる。

(事業計画)

第4条 学長が指名する理事（以下「理事」という。）は、大分大学学生・留学生支援委員会（以下「委員会」という。）で審議の上、第7条第2項に規定する会計年度ごとに事業計画を取りまとめる。
2 理事は、前項の事業計画に基づき当該年度の事業資金の総額及び事業経費予算を決定する。
3 前項の事業経費予算は、第2条各号に規定する事業ごとに決定するものとする。
4 理事は、学長に事業経費予算について報告を行う。

(事業経費の流用及び繰越し)

第5条 前条第2項により決定した事業経費予算に過不足が生じた場合は、委員会で審議の上、各事業間で流用することができる。
2 年度末において事業経費に残余が生じた場合は、基金に繰り入れるものとする。

(事業報告)

第6条 理事は、当該年度の事業が終了した場合において、その決算を速やかに学長に報告するものとする。

(経理)

第7条 基金の経理は、国立大学法人大分大学寄附金受入れ及び経理事務取扱規程（平成16年規程第59号）の定めるところによる。
2 基金の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務)

第8条 基金に関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成28年6月6日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第58号）

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（令和3年規程第12号）

この規程は、令和3年3月29日から施行する。